

議長(上田順康君)順番9、6番 中本君。

〔6番(中本正人君)登壇〕

6番(中本正人君) それでは、本日最後の質問者として、ただ今より一般質問を行わせていただきます。

3点お伺いしたいと思います。

まず、1点目として、新橋本市が誕生して、本市の機構も市長部局は新設課を含めますと38となりました。より充実した、きめ細やかな行政サービスを提供していただけるものと期待しております。

さて、ここで当局にお願いしたいことは、高野口町との合併を機に、行政の仕事の内容というものを市民の皆さまに知っていただく、お知らせすることが必要であると思います。事実、市民の声として、役所の職員はどのような仕事をやられているのか、仕事の内容というものを知りたい、教えてほしいという声を聞きます。

本年2月に、「新橋本市市民便利帳くらしのガイド」が配布され、新しい橋本市役所がどのような体制で、またどのような業務を行っているのか、また、生活に身近な手続きを中心に、サービスの内容や窓口などの案内も掲載されており、市民サービスに努めていただいているということにつきましては感謝しております。

旧橋本市では、市広報において職場紹介を掲載されていたこともありました。旧高野口町では、広報においての職場紹介はなかったと聞いております。

そこでお願いしたいことは、「広報はしもと」において、各課の業務内容を市民の皆さまにご紹介していただきたいということです。

そうすることによりまして、行政と市民との距離が、今まで以上に身近に感じていただけるものではないでしょうか。どうか行政の仕事を市民により理解していただけるように、各課の職場紹介をお願い申し上げ、1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目として、嘱託職員の雇用の選考基準と報酬についてお伺いいたします。

本市の嘱託職員は、本年3月1日現在で保育所を除いて市長部局92名、教育委員会部局43名、市民病院12名、上下水道部7名の、計154名となっております。ここでお願いしたいことは、嘱託職員の雇用において、当局はどのような人選方法をもって行われているのかお尋ねしたいと思います。また、嘱託職員の基本賃金は、本市では業務の内容により3段階に分けられていますが、何を基準にして分けられているのかをお伺いしたいと思います。

3点目として、投票所の統廃合ということについてお伺いしたいのですが、これは森安議員、栄林議員と同様の質問となりますが、ご容赦いただきたいと思います。

旧橋本市の投票所は37カ所で、旧高野口町は11カ所であります。私は昨年6月議会において、有権者の投票の利便性ということで質問させていただきました。確かに有権者の利便性、投票率の向上を考えたときに、1カ所でも多くの投票所を設置となるわけですが、本市の厳しい財政を見たときに、また各地域の投票所の配置を見たときに、地域によっては統合可能な投票所もあると思います。行財政改革の一環として、投票所の見直しを図り、削減の方向に持って行ってほしい、持ってい

ってはいかがでしょうかと思います。

これもちまして、私の1回目の質問を終わります。よろしく答弁お願いいたします。

議長（上田順康君）6番 中本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）中本議員の一般質問にお答えいたします。

1番の質問であったと思いますが、議員おただしの市役所の職場紹介であります。当然、合併という大きな出来事の中で、市民にとっては新しい役所のどこでどんな手続きやサービスが受けられるのか、不安であったものと思われま。そこで、新市発足に先駆け、平成18年2月1日付で新市の全世帯に対し、新しい市役所がどのような体制で、どのような業務を行うのかをまとめた「市民便利帳くらしのガイド」を配布させていただいたところでございます。また、転入世帯におきましても同様に、市民課、住民課窓口でお渡ししているところであります。

この「市民便利帳くらしのガイド」は市民の方々が頻りに利用される、生活に身近なサービス内容をお知らせするとともに、その窓口や担当課についてもあわせて掲載しております。また、市の機構図や各課ごとの主な仕事も若干掲載していますが、今後は市のホームページの充実を図る一方、ご来庁いただいた市民の方々には、総合案内の係員や市職員でご不便をおかけしないよう対応いたしてまいりたいと思います。

特に、私も常々感じてございますけれども、教育文化会館どこにあるんですかとか、これは市民だけではございません。他所からも来られておられる方もあるわけでございますので、やはり西別館の問題もあるでしょうし、上下水道の事務所もございませし、あるいは社会

福祉協議会の問題であるとか、勤青ホームでとかそうした庁舎の周辺への看板なんかを、やはりこの裏の市民会館のはたとか、きちっとしたものを統一的にかけておく必要があるのではないかということも感じておるわけでございます。

なお、この先におきまして、機構改革などにより業務内容や部署名などが変わった場合においては、速やかに広報紙あるいはホームページでお知らせをさせていただいて、間違いの遺憾のないように進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

企画部長（吉田長司君）嘱託職員の選考基準と給与についてお答えいたします。

嘱託職員を採用する場合の基本的な考え方は、医療部門や教育部門及び福祉部門など、専門的知識・技能・資格を有する業務などについては、原則公募いたしております。

選考方法につきましては、公募時に実施しております面接試験で、応募者の協調性や表現力を重点に評価し、あわせて本人から提出のあった履歴書に記載されている勤務経歴、資格及び免許の取得状況などを参考に選考を行っています。また、公募以外では、その者の経験・能力及び指導力などを適正に判断し、採用いたしております。

次に賃金であります。嘱託職員の雇用に関する規定に、業務内容に応じて3段階に基本賃金の範囲を設けておりますが、具体的には、内規で職種ごとに基準を設けて運用しては、合併時に改めてそれぞれの職種ごとに月額賃金を設定いたしましたところであり、今後、基準を公表できるよう考えてまい

ります。

なお、現在は新たな業務や基準によりがたい場合は、嘱託職員の雇用に関する規定にあります基本賃金の範囲内で決定いたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（上田順康君）選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長
（
池田清次君
）
登壇〕

選挙管理委員会事務局長（池田清次君）投票所の統廃合についてのおただしについてお答えいたします。

さきに33番議員、8番議員にお答えをさせていただいたところでございますけれども、投票所につきましても、選挙人の利便性を図り、投票率の向上をめざし、あわせて投票管理事務の合理化や所要経費の節減を促進するために、都市化及び過疎化に伴う最近の選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便、道路状況等、地域の特性などを十分考慮の上で、見直しの必要なものについては見直しに取り組む必要があると考えております。

議員がおっしゃるように、行財政改革の観点からも、経費節減に向けて見直すべき点については見直しに取り組まなければならないと考えています。今後、来年の統一地方選挙を目途に、投票所の見直しに向けた調査研究を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（上田順康君）6番 中本君、再質問ありますか。

6番 中本君。

6番（中本正人君）どうもありがとうございました。

まず、職場紹介ということからお伺いしたいと思います。

回答でもいただきましたように、広報紙またホームページでお知らせするということが、ありがとうございます。

私、この質問をなぜしたかといいますと、先ほども言いましたように、一般の人がこういう声をかけてくれるということが、私は非常にうれしかった。この声を大事にしたい。といいますのは、やはりそれだけ、この言われた方は行政に関心を持っていてくれるからこそ、こういう質問が出るんだということから、私はこういう質問をさせてもらったということです。

確かに、合併して新市となって10ほどの新しい課が設けられました。先ほども言いましたように、「くらしのガイド」ということで、確かに市民サービスということについては評価いたします。しかし、あれを見た限りでは、やはり業務の内容というものについてはできていない。

私もこれに目を通させてもらったんですけども、仮に一つの例を挙げてお話しさせていただきますと、企業支援室ですか、これは市長が就任以来ずっと言われている企業誘致ということで、市長の就任のあいさつの中にも書いておられましたように、若者が地元で就職できて、定住できるためにも企業誘致が必要だということですね。ですから、このことについてでも、私はやはり市民の皆さまに、何のために、そして今現在これはどのような活動をしているんだということを、私は市民に教えてやってほしいと思うんです。この、「くらしのガイド」を見たときでも、企業支援室、企業誘致等と書いてあるだけで、何もわからない。これは行政に携わる者であれば、ある程度はわかると思いますよ。しかし、一般の市民の人から見て、企業支援室、業務の

内容は企業誘致などだけでは、僕はわからないということから、そういうふうにしたわけです。

ですから、そういうことから本市はやはりサラリーマン世帯というのが多いという中で、もちろん市民の中にも企業の重鎮として活躍してくれている人もたくさんいると思います。その中で、会社で、もし会社の企業進出等の話があったときに、我々の住んでいる橋本が今現在、このように企業誘致に力を入れているという声をやはり出してもらったら、また出してほしいと思うんですけども、これが行政と市民とが一体となってやっていかなければいけないことではないのかなというふうに思います。

ですから、そういうことで、市長から広報またホームページでということでお答えいただきましたので、お礼を申し上げてこの質問を終わりたいと思います。

それでは続きまして、嘱託職員の選考基準ということについて、再質問したいと思います。

確かに、専門的な知識を持った資格者については一応公募ということでお聞きしました。そして、それ以外の募集については、経験等を見て採用するということをお聞きしましたが、私が知っている、聞いている範囲で、もし間違いあれば訂正してほしいんですけども、正規職員の場合は、1次試験がペーパーテストで、2次試験が面接試験ということをお聞きしました。そして1次試験においては、仮に募集人員が5名としたら、約3倍を1次試験で合格させて、そして2次試験で一応最終採用するということ、そういうふうにお聞きしておるんですけども、間違いあれば訂正してほしいんですけども、ただ、私も嘱託職員の公募もこのように正規職員と同じようにするのかなと思っていたんですけども、これを嘱託職

員の公募というのは、面接試験だけで採用するということですか。その辺ちょっとお聞きします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）正職員の試験につきましては、筆記試験と面接試験、従来からそういうふうな形になってございます。今後ともそういうふうな形になろうかと思えます。

嘱託職員の、専門職の公募でございますけれども、現在数名公募で実際やって、新市になってからもしてございます。その中では、筆記試験ということで文書を書いていただいて、筆記試験と面接試験、どちらもやってございます。ということで、論文と面接試験という形で試験をやってございます。

それと、ちょっと答弁もれをしましたが、一般職員の1次試験合格者のだいたいの数字でございますけれども、採用定員の2倍ないし3倍、あまり多くは採っていないということで、2倍程度でございます。

議長（上田順康君）6番 中本君。

6番（中本正人君）ありがとうございます。この件は一応これで終わりたいと思います。

次に、給与についてお伺いします。私、以前から思っていたんですけども、嘱託職員の給与というのが本当にばらばら、まちまちというんですか、その年の採用によって、本当に賃金が違うということ、私は前から思っていました。ですから、本来ですと、3月議会で質問させてもらおうかと思っていたんですけども、市長職務執行ということで、私も今回に延ばしたわけですけども、確かに、この嘱託職員の給与というのは、各自治体においてばらばらです。それは決まったものもありませんし、ここで私、一応近隣の嘱託職員の給与というものについて、紹介させてほしいと思います。

まず、和歌山県では、紀の川市は現在11名

の嘱託職員がいてるということです。そして一般事務はなしということで、教員と教育相談員ということです。その中で、一応教員については21万円、そして教育相談員であれば12万円というふうに私、聞いております。

そして奈良県五條市では、65名の嘱託職員がいてる。報酬は15万円ということ。

その隣の御所市では5名の嘱託職員ということで、御所市においては1年目が12万5,712円というふうに定められており、1年ごとに1級ずつ上がって行って、その1級上がるのが4,268円、毎年、1年ごとに上がるそうです。そして9年で限度額ということで、最終には16万4,900円というふうになっております。

また、河内長野市では374名の嘱託職員がいてるということです。ここも一般事務というのはゼロということで、ここも保健師がいくら、看護師がいくら、一般事務の方がいくらと、ちゃんと金額を設定しているということです。

ですから、ほかの自治体はすべて嘱託職員の月額給与は決められているというのに、本市ではばらばらということ。これを私は以前からおかしいなと思っていたんですよ。それで、この給与の差というのは、勤続年数の差なのかなと思ってはいたんですけども、それでもないということですので、もし、できましたら、なぜこのように定まっていないのかということ。

そしてもう一点は、先ほど答弁でありましたように、この新市合併時において、職種ごとの月額賃金というんですか、これを決めたいというふうに先ほど答弁いただきましたけども、この点についてお伺いいたします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）まず、嘱託職員の基本賃金につきましては、嘱託職員の雇用に関する規定の中で、第9条にうたわれてござ

います。そういうことで、その中では、高度な専門知識を有し、また経験を必要とする業務ということで、これは幅がありますけれども、基本賃金の範囲ということで、15万円から35万円。2番目の専門知識を必要とする業務ということで、12万円から15万円。それから一般事務職の補助業務及びそれに準ずる業務ということで、5万円から12万円ということで規定には定められております。

そういうことで、今回3月1日に合併する中で、旧の高野口町の嘱託職員と、橋本市の嘱託職員の、職種が同じでも額に違いがありました。そういうことで、2月28日で旧の市町の嘱託職員については、いったん、切れているという言い方はおかしいけど、退職になってございますけども、3月1日に再雇用する段階で、これはまだ内規ということで定めただけでございますけれども、職種に応じてきちっと数字を定めてございます。

例えば、一般事務系でしたら、13万8,400円ということで、これはどの事務の人も、年いっていても若くても13万8,400円。それから保育士につきましては、経験2年以上と2年未満ということで、一定の差は設けてございます。それから、ケアマネジャー等につきましても、経験で差を設けてございます。それから、難しいんですけど、用地買収なんかの専門職につきましては、採用時60歳以上の一般、60歳以上のOB、60歳未満ということで、差を設けてございますけども、60歳以上のOBと60歳未満は同じです。60歳未満の専門職については、まだ定めてございません。ということで、そういう形で差をつけていたり、斎場につきましては、経験2年以上、2年未満で一定の差をつけてございます。それから、保健婦につきましては、経験1年未満、1年以上5年未満、5年以上ということで、これも差をつける予定でございます。これは

まだちょっと定めてございません。

ということで、すべて、現在の嘱託職員につきましては、職種が同じでしたら同じような形になってございます。過去の旧市、旧町においては、同じ職種であっても違ったことがありましたけども、現在、3月1日以降の嘱託職員については、職種が同じであれば、同じ給料ということになってございます。

その給料の定め方でございますけれども、1点、一般行政事務職の嘱託につきましては、市が正職を採用したときの、高卒の初任給をベースにしてございます。それから、ほかの専門職につきましては、過去の高野口町、橋本市の実績があったわけですけども、それを勘案した中で決定してございます。そういうことで、今のところは内規でございますけれども、これについては公表していくべきだと思っておりますし、公表していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）6番 中本君。

6番（中本正人君）ありがとうございます。たしか私もこの質問するにあたって、154名の嘱託職員全部に聞いたんじゃないんですけども、聞いたところ、本当に一般事務の人の中でも11万8,800円の方もいてれば、12万1,770円の方もいてる、13万7,610円の方もいてれば14万8,500円の方もいてると。そして、公民館の館長なんかにおいてでも14万8,500円の方もいれば、15万2,000円もいてるし、15万8,000円、文化センター長なんかは15万円と、まちまちであると。ですから、こういうこと、僕、何でかなと不思議に思っていたんですよ。そういうふうに一応この合併時において、また何してくれたことについては、それは私、評価したいと思います。確かに他の自治体においても、近隣市の状況とか人勸などを勘案して、嘱託職員の給与というのを定めている

というふうに聞いております。

ここで、私ちょっとびっくりしたんですけども、本市の嘱託職員の基本賃金、これ3段階と私、言わせていただきましたが、ちょっと紹介したいと思います。

嘱託職員の基本賃金の3段階ということで、まず1番目、業務の内容として、高度な専門的知識を有し、または経験を必要とする業務については、基本賃金の範囲が15万円から35万円という広範囲。2番目、専門的知識を必要とする業務については12万円から15万円。3番目、一般事務職の補助業務及びそれに準ずる業務については5万円から12万円となっておりますよね。本市のあれを見ましたら。

そしたら、私、お聞きしたいのは、この1番目の高度な専門知識を有するという方でも15万円から35万円、こんな幅の広い賃金、ありますか。どこ見てもないですよ。そしたらここで僕がお聞きしたいのは、仮に15万円から35万円の範囲の中で、どの方が15万円で、どの方が20万円、どの方が30万円なのか、どう決めるのか。ただ、図書館館長は20万円だったと思う。あの人は確かに図書館司書という資格を持っておられるので、館長ということで20万円というのはわかります。しかし、そういうことで、どういう基準をもって賃金を決められるのかということ、わかりやすく説明していただきたい。というのは、これは私も一応市民からも言われておりますし、ですから、私が説明できるように、市民が理解できるような答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）基準につきましてはそういうことで、3段階の幅ある内容についてはちょっと議論がしにくいところでございますけれども、3段階になってございます。基準値の規定につきましては、その中で実際

に当て込んでいく給料でございますけれども、公民館長は15万円を基準といたしました、図書館長はこれは20万円を基本賃金といたしております。そういうことで、その決定につきましては、職種、経験、それから実績等を勘案した中で決定しているところでございます。ということで、特別な、新規の今までなかった部分につきましては、その都度その都度決定しているような状況でございます。

議長（上田順康君）6番 中本君。

6番（中本正人君）確かに苦しい答弁だと思うし、きっちりした、そんなん答弁できないと思います。それはわかっておりますけれども、ただ、私ここで一つお聞きしたいんですけども、先ほど聞いたように一般嘱託職員の給与というのは13万8,400円、そして館長については一律の15万円ということで私も聞いておるんですけども、ここで伺いたいのは、高野口町の産業文化会館の館長が23万円、そして県立橋本体育館の館長が30万円というふうに聞いておるんです。同じ館長なのになぜ違うのかなと、これをまず一点お聞きしたいと思います。

私としては、合併してこれから財政再建に向けて取り組んでいかななくてはいけないというときに、どうしてこんなのかなというふうに私は感じます。いかに歳出を抑えるか、切り詰めるかが本当の意味の行財政改革だと思うんですけども、そういうふうになってないなというふうに思いますので、ですから何のための合併だったのかなというふうに私は思います。

合併の一番の要因といいますと、今さら言うこともありませんけれども、やはり財政危機、財政再建するために合併したのではないのかなと私は思っています。そういうことで、この答弁については、一応行財政改革という点において木下市長に答弁願いたいと思います

のでよろしくをお願いします。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）ただ今の、中本議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

賃金体系の問題で、それぞれ今申されておるのは、公民館、あるいは図書館、体育館、そういうところのベースの問題であります。やはり適材適所ということもございまして、私の判断でそれぞれの形というか賃金を決定いたしておるわけでございまして、例えば、県立体育館は、これは管理者制度という中で、今まで県の、県で言いますと次長級が、非常に公民館と体育館と全然違うんですね。次長級がずっとやっておったわけでありますが、今、管理者制度で市のほうで行っているわけでございます。非常にそうした面で、それなりの適正な賃金であると、私はそういうことで決めておるわけでございますが。

例えば、私、きょうも少し申し上げたと思うんですが、今度、大阪の企業の誘致問題で二、三人を、これは何とか財政厳しい中で考えざるを得ないという判断も自分なりに今しておるわけでありますが、この方は嘱託という形でなっただけでまいると思うんですが、そんな20万円や30万円で、だれもおりませんよ。嘱託で、恐らく私の判断では、50万円、40万円ぐらいでいけるかなと。例えばですよ。40万円、50万円。あるいは、それでいかなんたら、成功報酬というものを、やっぱり1件で300万円とか500万円出さないと、大阪のプロの皆さんはそんなんこたえてくれない。しかし嘱託で80万円出しますよといったら、みんなたまげてしまいますわな。やっぱり適材適所、そうして専門職、それぞれの用途に応じて私は適切な判断をして、こうしていかなざるを得ないなという面も含んで、今後取り組んでいきたいなと。

しかし、いろいろ疑問を持つ方もあると思うんですが、大阪への、どうして財政厳しい中でその人件費を捻出するかということ、この間、高野口・橋本の建設協会の皆さん、全部市長室へ来て陳情に来たんですよ。余談でありますけど。そのときに私は市単事業を、今じゃ財政厳しいから、市単事業を、工事の市単事業は合併したにもかかわらず、去年の半分ぐらいに落とさせてもらいますよと。何千万円か落とさせてもらったんですよ。その中の一部で1,000万円ほどでも生み出して、それを今度は企業誘致の、その囑託に充当していきたいという考えを持っておるんですよということを申し上げておるんです。そこまで。

したがって、企業誘致の、皆さんはそこまで落とすのかというようなことの議論の中で、必ずや誘致企業がどんどんと進出してくれば、そこへひとつ造成工事からあるいは建家、すべてのものが市の条件でつけていけるのではないですか。そういうことで非常に厳しい財政だから、今そういう市のことをできるだけ、ある程度抑えさせていただいて、そしてそこから生み出してくるといふ苦肉の策もおわかりいただきたいなと、そういうことを申し上げて、ひとつ答弁とさせていただきます。

議長（上田順康君）6番 中本君。

6番（中本正人君）市長の口からにこっと笑われたら、私、どうも言えないんですけども、市長、これ考えてほしいんですけど、もし、市長や市当局の人が、立場が変われば、多分同じことを聞くと思うんですよ。そうでしょう。それで、今市長が答弁されたように、確かに今までは県からの次長級の人に来てたのかな。しかし、この4月から県から指定管理受けましてということで、そしたらそれはそれでいいとしても、結局、県の待遇の館長として、専門知識とか資格とか何も要らないんです。そういう点から考えたら、ちょ

っと、確かに市長の苦しい立場も私わかりますので、これはこれでもう言いませんけども、普通に言えばだれに聞いてもらっても、おかしいなというのは私だけじゃなく、市の当局の人たちもそう思ってくれるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、市長、私が言いたいのは、せっかく企業誘致等で一生懸命頑張ってくれている市長なのに、こういうことで市長の印象を悪くしてほしくないなという僕の気持ちだから、そういう質問させてもらったんですよ。ですから、これはこれとしても、じゃ、これから、これからは県立体育館の館長は30万円、産業文化会館の館長は23万円、普通の一般公民館長は15万円というふうにならなくはいくんですか。それだけ再度お伺いしたいと思います。

議長（上田順康君）市長。

市長（木下善之君）再々質問の答弁を申し上げます。

現時点の考えとしては、その方針を進めてまいりたいと思っております。特に、体育館のご意見がございましたけれども、やはり今までの行政経験を長く積まれて、それを生かされながら堅実的な体育館の運営を進めていくという、そういう考え方であるわけですので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（上田順康君）6番 中本君。

6番（中本正人君）わかりました、というよりも、やはり、私は人選的には何の不服もないし、むしろよくぞまあ引き受けてくれたなあというぐらいの気持ちで僕はおるんですよ、人選的には。ただ、行財政改革という点からしたらおかしいなということなので、これはこれで一応この質問は終わりたいと思っております。

それで、最後に投票所の統廃合ということ

につきましても、一応朝から33番議員と8番議員が言われており、当局の前向きな答弁をいただいておりますので、ぜひともこれもやはり見直しをやっていただいて、配置を見たときに何カ所か、先ほども言っていましたけども、やっぱり見直すところはあると思います。そういうことで、行財政改革の一環としてでも、ぜひともやっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長(上田順康君)これをもって、6番 中本君の一般質問は終わりました。

議長(上田順康君)お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月13日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日は、これで延会いたします。ご苦労さんでした。

(午後6時42分 延会)